

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）

社会保障審議会令

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一條 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以上で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二條 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、再任されることのできる。

3 調査委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四條 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五條 審議会に次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十五条の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付費分科会	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び介護保険法の施行法（平成九年法律第二百四十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険保険料分科会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法（昭和十四年法律第七十三号）（昭和十五年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
年金資金運用分科会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百零四号）及び国民年金法（昭和三十一年法律第四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長の事故があるときは、当該分科会に属する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第六條（部会） 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会）に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項に同じ。は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第七條（幹事） 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

第八條（議事） 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長に出席したものの過半数による。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

第九條（資料） 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十條（庶務） 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用指導課

（雑則）

第十一條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）」とする。

附則（平成十四年政令第一九七号）（抄）

第一條（施行期日） この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

社会保障審議会運営規則
(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

第一条(会議) 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条(審議会の部会の設置) 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。以下本条から第四条までにおいて同じ。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

第三条(諮問の付議) 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けるときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条(分科会及び部会の議決) 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第五条(会議の公開) 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第六条(議事録) 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定により審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

2 議長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条(審議会の部会の設置) 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。以下本条から第四条までにおいて同じ。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

第三条(諮問の付議) 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けるときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条(分科会及び部会の議決) 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第五条(会議の公開) 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第六条(議事録) 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十条の規定に基づき、この規則を制定する。

2 議長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条(審議会の部会の設置) 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮問する部会(分科会)を置くことができる。以下本条から第四条までにおいて同じ。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

第三条(諮問の付議) 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けるときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条(分科会及び部会の議決) 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第五条(会議の公開) 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、会議を非公開とすることができる。